

福岡市西部工場建替事業
計画段階環境配慮書
のあらまし



令和3年10月

福岡市

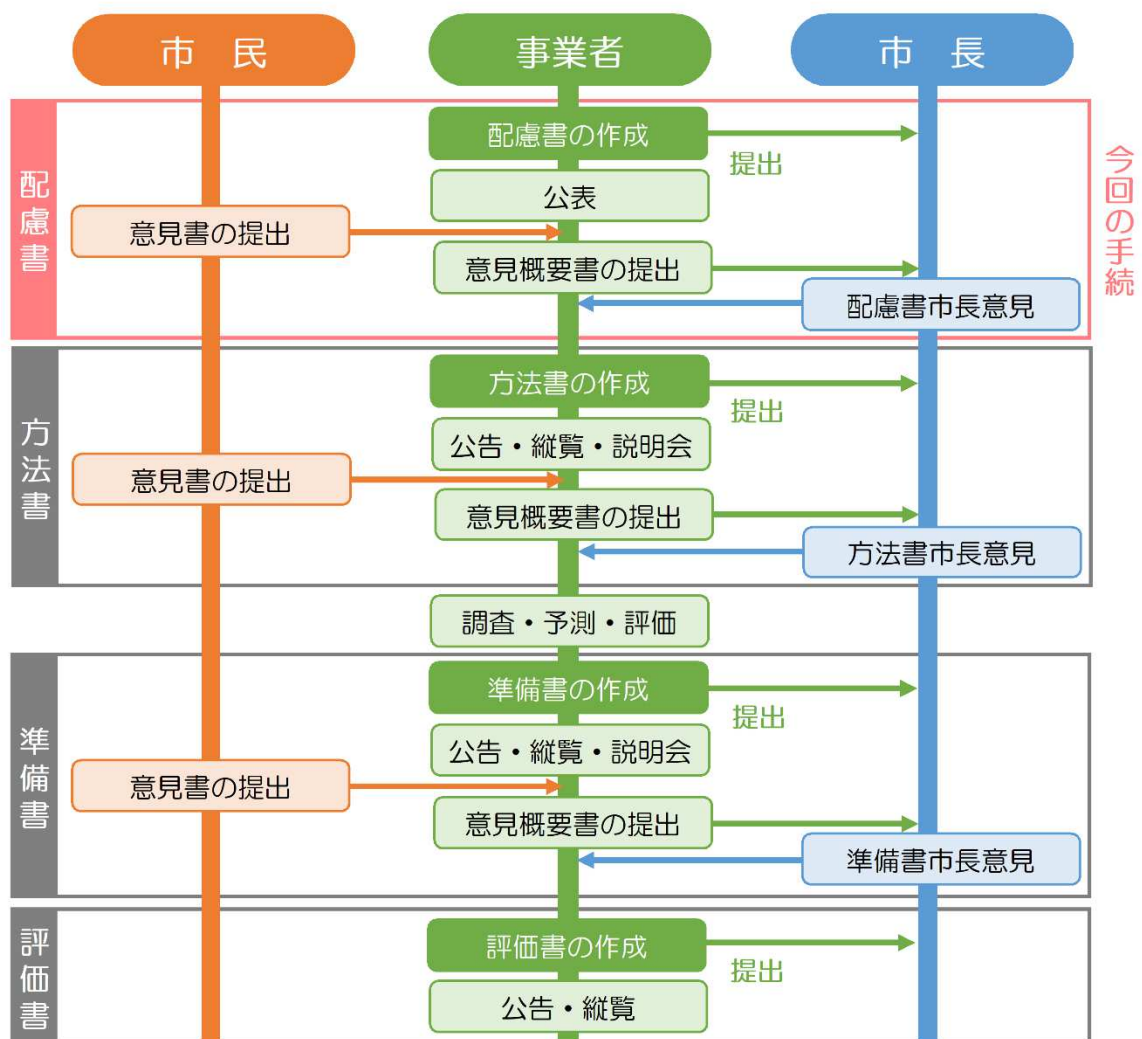
はじめに・・・

環境影響評価とは、事業実施前に、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価を行い、一般の方々や市長等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作成していこうという制度です。

福岡市西部工場建替事業は、福岡市環境影響評価条例に定める対象事業に該当するため、事業者である福岡市が「福岡市西部工場建替事業に係る計画段階環境配慮書」を作成しました。

計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）とは、概ね実施場所や規模等を決定する事業計画の立案段階において、周辺の影響に配慮した複数案を設定し、環境影響の比較検討を行うことにより、柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図るものです。

福岡市環境影響評価条例の手続の流れ

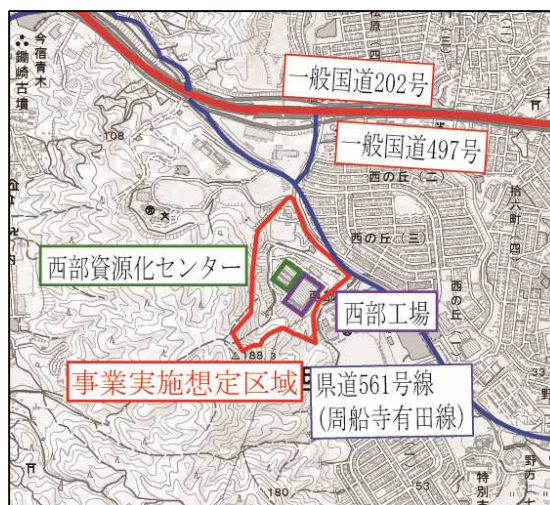


対象事業の目的

本市内で発生する可燃性ごみについては、西部工場、臨海工場、東部工場、福岡都市圏南部工場、玄界島焼却場の5施設において、焼却処理しています。このうち、西部工場については平成4年度の稼働開始後29年が経過し、老朽化が進行していることから、建替に係る検討を進める段階となっています。

対象事業の内容

項目	概要
事業者	福岡市
対象事業の種類	ごみ焼却施設の新設の事業
事業実施想定区域	福岡市西区大字拾六町及び今宿青木
区域の面積	約14.4ha
対象事業の規模	処理能力 最大750t/日
処理対象	可燃ごみ、選別残渣等
運転計画	24時間連続運転



工事計画の概要

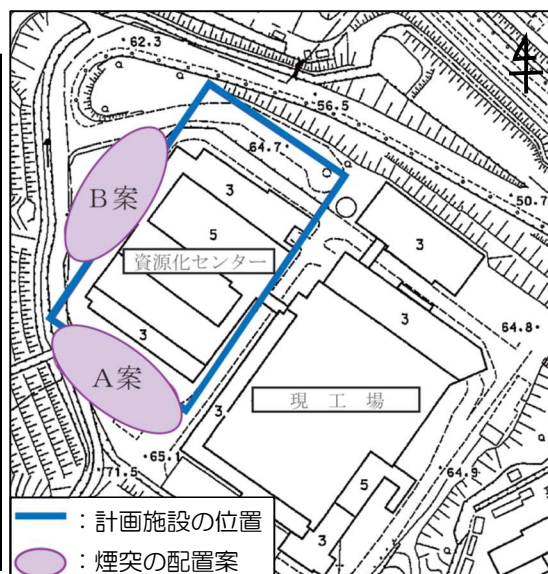
本事業は現西部工場を稼働させながら、西部資源化センターを解体・撤去し、その場所に現西部工場に代わるごみ焼却施設（計画施設）を建設した後、現西部工場を解体する計画です。



複数案の設定

本事業は、煙突の位置について2案、煙突の高さについて2案の計4案を設定し、環境影響をより低減させる計画を検討することとしました。

区分	A案	B案
概要	事業実施想定区域に立地する計画施設の位置、大きさ（縦130m、横75m、高さ（プラットフォーム部20m、ごみピットから排ガス処理施設部45m））は同一とする。	
	煙突を計画施設の南側に配置する。	煙突を計画施設の西側に配置する。
煙突高80m	A-1	B-1
100m	A-2	B-2



※計画施設の大きさは、本市既存施設を参考にした現時点での想定であり、今後検討していきます。

計画段階配慮事項の選定

福岡市環境影響評価技術指針に基づいて、事業や地域の特性を踏まえ、重大な環境影響が生じる可能性を確認するために調査、予測及び評価を行う必要のある環境要素を選定しました。

影響要因の区分			影響要因	工事の実施	存在及び供用	
環境要素				資材等運搬車両の走行	施設の稼働	施設の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素		○	
			二酸化硫黄		○	
			浮遊粒子状物質		○	
			有害物質		○	
	騒音	騒音	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観					○

※ここで選定しなかった影響要因・環境要素については、方法書以降の手続きにおいても選定しないことを意味するものではありません。方法書の段階では環境影響の未然防止、あるいは低減など、環境保全の見地から改めて選定を行います。

調査・予測・評価の結果

1. 騒音

影響要因：工事の実施（資材等運搬車両の走行）

予測・評価

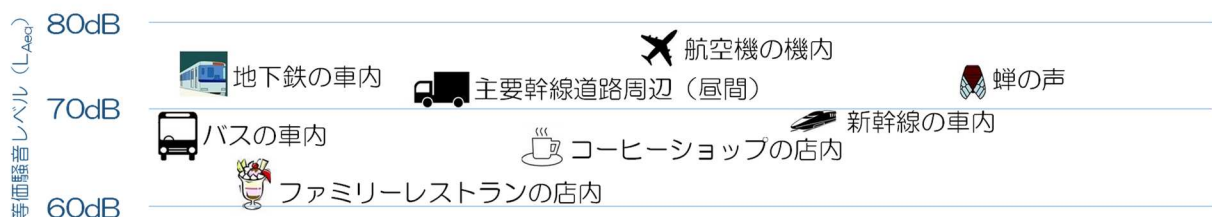
主要走行経路である県道561号線（周船寺有田線）において予測した結果、騒音レベルは現況と工事実施時で差はみられず、環境基準（70dB）と比較しても、これを下回る結果（69dB）となったことから、重大な影響は生じないものと評価します。

単位dB

区分	現況	工事実施時
等価騒音レベル（L _{Aeq,T} ）	69	69
環境基準	70	

注:環境基準は幹線交通を担う道路に近接する空間(昼間)での値を示します。

※参考（騒音の目安）



出典 環境省 HP (<https://www.env.go.jp/air/ippan/>)
 全国環境研協議会 騒音小委員会

2. 大気質

影響要因：存在及び供用（施設の稼働）

予測・評価（環境影響の程度(年平均値)）

計画施設からの排ガスによる寄与濃度が最大となる地点において予測した結果、すべての項目で煙突高さ80mのほうが100mと比べ高くなる傾向がみられましたが、最大着地濃度はバックグラウンド濃度に比べて低いことから、バックグラウンド濃度を付加した将来予測濃度（年平均値）は、複数案のいずれのケースとも同程度となりました。

複数案	項目		最大着地濃度	バックグラウンド濃度	将来予測濃度(年平均値)	位置
ケース A-1 B-1 煙突高 80m	二酸化硫黄(SO ₂)	(ppm)	0.00073	0.002	0.003	対象事業実施想定区域の 南南西約 752m
	窒素酸化物(NO _x)	(ppm)	0.00242	0.010	0.012	
	二酸化窒素(NO ₂)	(ppm)	—	—	0.011	
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m ³)	0.00024	0.019	0.019	
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/m ³)	0.00242	0.010	0.012	
	水銀	(μg/m ³)	0.00061	0.0014	0.0020	
ケース A-2 B-2 煙突高 100 m	二酸化硫黄(SO ₂)	(ppm)	0.00051	0.002	0.003 (0.922)	対象事業実施想定区域の 南南西約 813m
	窒素酸化物(NO _x)	(ppm)	0.00171	0.010	0.012 (0.943)	
	二酸化窒素(NO ₂)	(ppm)	—	—	0.011 (0.934)	
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m ³)	0.00017	0.019	0.019 (0.996)	
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/m ³)	0.00171	0.010	0.012 (0.943)	
	水銀	(μg/m ³)	0.00043	0.0014	0.0018 (0.911)	

注：各欄（ ）は煙突高80mを1.000としたときの割合を示します。

最大着地濃度とは、計画施設からの排ガスによる寄与濃度が最大となる地点での濃度のことです。

バックグラウンド濃度とは、計画施設が稼働していない現時点での濃度のことです。

ppmとは割合を示す単位で、1ppmは空気中に100万分の1の割合であることを示します。

予測・評価（環境基準等との整合(年平均値)）

すべての予測項目で環境基準等を下回ることから、重大な影響は生じないものと評価します。

複数案	項目		年平均予測濃度	日平均予測濃度	環境基準等
煙突高 80m	二酸化硫黄(SO ₂)	(ppm)	0.003	0.007	日平均値：0.04ppm以下
	二酸化窒素(NO ₂)	(ppm)	0.011	0.022	日平均値：0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m ³)	0.019	0.043	日平均値：0.10mg/m ³ 以下
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/m ³)	0.012	—	年平均値：0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	水銀	(μg/m ³)	0.0020	—	年平均値：0.04 μg/m ³ 以下

注：日平均予測濃度：年平均予測濃度から回帰式を用いて日平均値の2%除外値(日平均値の98%値)に換算しました。

予測・評価（環境基準等との整合(1時間値)）

すべての予測項目で環境基準等を下回ることから、重大な影響は生じないものと評価します。

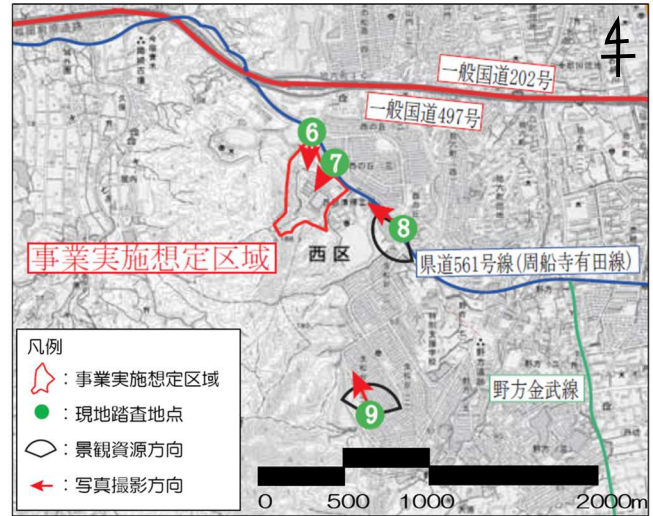
複数案	項目		将来濃度(1時間値)	環境基準等
煙突高 80m	二酸化硫黄(SO ₂)	(ppm)	0.043	1時間値が0.1ppm以下
	二酸化窒素(NO ₂)	(ppm)	0.096	1時間値が0.1ppm以下
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m ³)	0.103	1時間値が0.2mg/m ³ 以下

3. 景観

影響要因：存在及び供用（施設の存在）

モニター写真による予測

- 現況からの変化
 - ・ No.6、No.7などの事業実施想定区域に近い地点では、工場棟の位置が変わることにより、視覚的な差が大きく見られます。
- 複数案の比較
 - ・ 煙突高さ80mの方が100mに比べ圧迫感は受けにくいと考えられます。
 - ・ No.6、No.7などの北寄りの地点では、A案の方が、B案に比べ、圧迫感は受けにくいと考えられます。
 - ・ 逆に、No.8などの東寄りの地点では、B案の方が、A案に比べ、わずかに圧迫感は受けにくいと考えられます。
 - ・ 1 km以上離れたNo.9などでは、視野に占める割合が小さく、大きな差は見られません。



現地踏査地点および写真撮影方向

代表地点	現況	A案（煙突南側配置案）	B案（煙突西側配置案）
No.6 県道561号線（周船寺有田線） 中村学園入り口付近			
No.7 西の丘住宅地			
No.8 総合西市民プール			
No.9 生松台中央公園			

注：煙突の影は高さ80mとした場合を示します。

影響要因：存在及び供用（施設の存在）

仰角による予測

● 現有施設との比較

- ・北寄りのNo.6、No.7などでは、煙突・工場棟いずれも仰角は大きくなります。
- ・東寄りのNo.8、南寄りのNo.9などでは、差は大きくありません。

● 複数案の比較

- ・煙突高さ80mの方が100mに比べ、1～5度程度小さくなります。
- ・北寄りのNo.6、No.7などではA案の方が、B案に比べ1～8度程度小さくなります。
- ・東寄りのNo.8、南寄りのNo.9などでの仰角の差は1度以下となります。
- ・指標と比較すると、No.9では圧迫感をあまり受けず、その他の地点では圧迫感を受けるものと考えます。

予測地点	煙突高(m)	現有施設		A案 煙突南側配置案		B案 煙突西側配置案	
		煙突対象	工場棟対象	煙突対象	工場棟対象	煙突対象	工場棟対象
No.6 県道561号線（周船寺有田線） 中村学園入り口付近	80	13.9	11.3	16.3	15.4	21.8	15.4
	100	—		19.2		25.5	
No.7 西の丘住宅地	80	19.2	17.5	20.7	20.3	28.0	20.3
	100	—		24.7		33.0	
No.8 総合西市民プール	80	11.8	7.4	10.7	7.6	9.9	7.6
	100	—		12.7		11.7	
No.9 生松台中央公園	80	2.5	0.7	2.3	0.9	2.2	0.9
	100	—		3.1		3.0	

見え方の指標

視角	鉄塔の場合
0.5°	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1°	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5°～2°	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。
3°	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5°～6°	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10°～12°	眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。
20°	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」（2002年10月 財団法人自然環境研究センター）より抜粋

評価（環境影響の程度(モニターシュ写真、仰角)）

A案の方が、B案に比べ、圧迫感は受けにくく、また、煙突高さも80mの方が100mに比べ圧迫感は受けにくいと評価しました。また、規模・配置、形態・意匠、色彩に配慮することで、重大な環境影響はないものと評価します。

地点によっては圧迫感が大きく、現有施設に比べて大きくなる地点も存在します。事業の実施にあたっては、施設の存在に伴う影響を可能な限り低減するため、工場棟の寸法についても縮小化に努めます。

配慮書の公表・意見提出・説明会について

配慮書の公表場所

- ・福岡市西部工場（西区大字拾六町 1191 番地 管理棟）
- ・福岡市環境局施設部西部工場再整備担当（中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 13 階）
- ・福岡市西区総務部企画振興課（西区内浜 1 丁目 4 番 1 号 西区役所 3 階）
- ・福岡市西区市民部西部出張所（西区西都 2 丁目 1 番 1 号）

配慮書の公表場所における公表期間及び時間

令和 3 年 10 月 22 日（金）～令和 3 年 11 月 22 日（月）9:00～17:00（土日祝日を除く。）
※西部工場での公表時間は 9:00～16:00

インターネットによる公表

福岡市環境局ホームページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/w-kojosaiseibi/life/hairyosho.html>

意見書の提出方法

- 1 配慮書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書をお寄せください。
- 2 意見書は、環境の保全の見地からの意見及びその理由を合わせて記載してください。
なお、外国語による場合は、日本語訳を付してください。
- 3 意見書様式
 - ・公表場所に備え付けの配布用紙（説明会の会場でも配布します）
 - ・福岡市環境局ホームページよりダウンロード※ただし、必要事項（氏名及び住所、配慮書の名称、環境の保全の見地からの意見及びその理由）が記載されていれば、様式は問いません。
- 4 意見書の提出方法
電子メール、郵送、FAX、持参のいずれかの方法で下記「お問い合わせ先」まで提出してください。
- 5 意見書の提出期間
令和 3 年 10 月 22 日（金）～令和 3 年 11 月 22 日（月）
 - ・郵送の場合は、11 月 22 日（月）の消印まで有効となります。
 - ・持参による提出の期限は、11 月 22 日（月）の 17 時までとなります。

説明会の実施

日 時：第 1 回 令和 3 年 11 月 12 日（金）19:00～（1 時間程度）

第 2 回 令和 3 年 11 月 14 日（日）10:30～（1 時間程度）

場 所：福岡市西部工場 管理棟 2 階 研修室（西区大字拾六町 1191 番地）

参加方法：事前予約が必要です。11 月 1 日（月）～11 日（木）9:00～17:00 に、電話か
来所で下記「お問い合わせ先」にお申し込みください。（各回先着 30 名まで）

※第 1 回・第 2 回とも、同じ内容です。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止させていただく場合があります。

お問い合わせ先

福岡市 環境局 施設部 西部工場再整備担当
〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
TEL 092-711-4764 FAX 092-733-5599
E-mail : w-kojosaiseibi.EB@city.fukuoka.lg.jp